



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月29日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
I K O N E C i t y
長野市稲田3丁目2542 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東邦建工株式会社
代表取締役 増子 桂介
長野市新田町1464番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本 忠久
東京都千代田区外神田2-2-15
株式会社カーメルウォンツ
代表取締役 土屋 裕
北佐久郡軽井沢町追分1612-3
未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年4月13日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,780平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数 64台
(注) 別途従業員用12台を設置
 - 駐輪場の収容台数 8台
 - 荷さばき施設の面積 71平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量 14立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア薬局株式会社	24時間	
株式会社カーメルウォンツ	午前10時	午後8時
未定	午前10時	午後8時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
24時間

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
別添建物配置図 荷さばき施設A	午前5時から午後11時まで

別添建物配置図 荷さばき施設 B	午前6時から午後8時まで
別添建物配置図 荷さばき施設 C	午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

令和4年8月12日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和4年8月29日から令和5年1月4日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年8月29日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ長野豊丘店

下伊那郡豊丘村大字神稲12442番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年4月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,229平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 駐車場の収容台数 | 46台 |
| (2) 駐輪場の収容台数 | 10台 |
| (3) 荷さばき施設の面積 | 24平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 6.48立方メートル |

(注)各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 1か所 出口 1か所 合計 2か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
別添建物配置図 建物北側荷さばき施設	午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和4年8月16日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和4年8月29日から令和5年1月4日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は南信州地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和4年8月29日

長野県知事 阿部守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島 4445	内共第6号

2 変更の内容

第2条第2項中「口頭で」を「口頭又はオンラインサービスによる方法により」に改め、同条第4項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第7条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、手釣、竿釣又は徒手採捕による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

第8条第1項中「別記様式第1号から第3号」を「様式第1号から第5号」に改める。

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号の次に次の様式を加える。

様式第4号 オンラインサービスによる遊漁承認証(1日券)



天竜川漁協 1日券 魚種

有効期限

年
月日

■ご購入遊漁券情報

ご注文番号

商品コード

商品名

有効期限

金額

■ご購入者様情報

お名前 様

郵便番号

住所

メールアドレス

無断複製を固く禁じます

領収書

年 月 日

様

お支払者:

¥

(税込)

但し

として

上記正に領収いたしました

〒910-0296

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

商品内容

株式会社 フィッシュパス

注文番号:

TEL 0776-67-7335

商品名:天竜川漁協 1日券 魚種

FAX 0776-67-7335

遊漁区域

上伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境界線から、小渋川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小渋川本支流は除く。

ブラックバス等は捕った水域から生きたままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反したものは罰則があります。

中部電力からのお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業ならびに故障停止時には、川の水が変動しますのでご注意ください。

◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。

天竜川漁業協同組合 遊漁規則抜粋

●天竜川漁業協同組合が発行する遊漁許可証(天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権より)

●遊漁規則の遵守をお願いいたします。

・詳細な遊漁規則を閲覧・印刷は、

天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権PDFをご利用ください。

●管区:天竜川

●魚種:アユ・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・カジカ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ・ニジマス・アマゴ・イワナ

●漁期:

アユ:6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公示する日から12月31日まで。

アマゴ、イワナ、ニジマス:2月16日から9月30日まで

カジカ:5月16日から12月31日まで

ワカサギ:10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ:周年 ただし、4月1日からアユ友釣り解禁までの間、毛ぼりを禁止する。

●漁法:釣、徒手採捕

それぞれの対象魚種、期間等については上記PDFをご確認ください。

●遊漁料金

あゆ以外の魚種:年券 6,600円

あゆ以外の魚種:日券 1,100円

あゆ:年券 8,800円

あゆ:日券 2,200円

●現場料金

・遊漁の場所で漁場監視員に遊漁料を納付する場合は現場加算額を徴収します。

注意事項

- 監視員の要求があった時は本証を提示すること
- 本証を他人に貸与してはならない
- 魚全長が次のものは採捕してはならない
 - ・マス族(15cm以下) ・ウグイ、フナ(10cm以下)
 - ・コイ(18cm以下) ・ウナギ(30cm以下) ・オイカワ(8cm以下)
- 規則に違反したものは、遊漁を中止させる
- 水難・感電等事故については一切責任を負いません

様式第5号 オンラインサービスによる遊漁承認証(年間券)



天竜川漁協 年券 魚種

有効期限
年
月日

顔写真

遊漁区域

上伊那郡辰野町と岡谷市の天竜川境界線から、小渋川と片桐松川が天竜川と合流する線を結ぶ間の天竜川本流及び支流。但し、下伊那郡大鹿村内の小渋川本支流は除く。

ブラックバス等は捕った水域から生きのままの持ち出し禁止及び再放流禁止。違反したものは罰則があります。

中部電力からのお願い

- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業ならびに故障停止時には、川の水が変動しますのでご注意ください。
- ◆釣り場の頭上前後の電線に注意してください。

自分のゴミは持ち帰り、川をきれいにしましょう。

天竜川漁業協同組合 遊漁規則抜粋

●天竜川漁業協同組合が発行する遊漁許可証(天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権より)

●遊漁規則の遵守をお願いいたします。

・詳細な遊漁規則を閲覧・印刷は、天竜川漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権PDFをご利用ください。

●管区:天竜川

●魚種:アユ・コイ・フナ・ウグイ・オイカワ・カジカ・ウナギ・ドジョウ・ワカサギ・ニジマス・アマゴ・イワナ

●漁期:

アユ:6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間。ただし、友釣り以外の漁 具漁法は、別に組合が公示する日から12月31日まで。

アマゴ、イワナ、ニジマス:2月16日から9月30日まで

カジカ:5月16日から12月31日まで

ワカサギ:10月1日から翌年3月31日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ:周年 ただし、4月1日からアユ釣り解禁までの間、毛ばりを禁止する。

●漁法:釣、徒手採捕

それぞれの対象魚種、期間等については上記PDFをご確認ください。

●遊漁料金

あゆ以外の魚種:年券 6,600円

あゆ以外の魚種:日券 1,100円

あゆ:年券 8,800円

あゆ:日券 2,200円

●現場料金

・遊漁の場所で漁場監視員に遊漁料を納付する場合は現場加算額を徴収します。

現場加算額: +1,000円

■ご購入遊漁券情報

ご注文番号

商品コード

商品名

有効期限

金額

■ご購入者様情報

お名前 様

郵便番号

住所

メールアドレス

無断複製を固く禁じます

領収書

年 月 日

様

お支払者:

¥ (税込)

但し として

上記正に領収いたしました

〒910-0296

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

株式会社 フィッシュパス

商品内容

注文番号:

TEL 0776-67-7335

商品名:天竜川漁協 年券 魚種

FAX 0776-67-7335

注意事項

- 監視員の要求があった時は本証を提示すること
- 本証を他人に貸与してはならない
- 魚全長が次のものは採捕してはならない
 - ・マス族(15cm以下) ・ウグイ、フナ(10cm以下)
 - ・コイ(18cm以下) ・ウナギ(30cm以下) ・オイカワ(8cm以下)
- 規則に違反したものは、遊漁を中止させる
- 水難・感電等事故については一切責任を負いません

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和4年9月1日

園芸畜産課

公告

伊那市上の原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和4年8月29日

長野県上伊那地域振興局長 竹村 浩一郎

理事

新任

氏名	住所
池上 俊 広	伊那市日影168番地
宮下 信 一	伊那市中央4835番地
中村 順 一	伊那市上の原5967番地2
田中 悟	伊那市上牧6347番地

重任

氏名	住所
小嶋 義 文	伊那市境1253番地

退任

氏名	住所
中村 隆 幸	伊那市日影153番地
宮下 篤 志	伊那市中央4918番地
保高 勝 通	伊那市上の原6023番地1
宮原 利 一	伊那市上牧6382番地

監事

新任

氏名	住所
中村 隆 幸	伊那市日影153番地
唐澤 計 貴	伊那市中央4921番地
沖村 直 志	伊那市上新田1926番地3

退任

氏名	住所
池上 好 教	伊那市日影400番地
池上 覚 衛	伊那市境1001番地1
宮下 信 一	伊那市中央4835番地

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和4年8月29日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

名称	事業所の所在地	指定年月日
青空設備	千曲市大字鋳物師屋93番地14	令和4年8月23日

水道事業課